

未熟児養育医療給付制度のご案内（柏崎市）

からだの発育が未熟なままで生まれ、医療機関で入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。

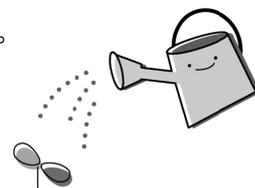
対象者

出生時体重が2000g以下、またはからだの発育が未熟なまま出生した乳児で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた者

給付の内容

入院中にかかる医療費のうち保険診療分の自己負担分と食事療養費

※保険診療外（差額ベット代や紙おむつ代、文書料など）の費用は対象外です。



申請に必要なもの

- ① 養育医療給付申請書（子育て支援課家庭支援係にあります。）
- ② 養育医療意見書（病院（指定養育医療機関）から発行してもらいます。）
- ③ 世帯調書（乳児と生計を一にする世帯員全員の個人番号の記入が必要です。）
- ④ 治療を受ける乳児の保険証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 乳児のマイナンバーカードまたは通知カード（発行されていない場合は不要）
- ⑦ 申請者のマイナンバーカードまたは通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証など）

手続きの流れ

- ① 病院（指定養育医療機関）から、養育医療意見書を発行してもらいます。
- ② 子育て支援課家庭支援係で申請します（「申請に必要なもの」を参照）。
- ③ 書類審査後、養育医療券をご自宅に郵送します。速やかに入院中の医療機関にご提示ください。
- ④ 所得に応じて自己負担金が生じます。「納入通知書」を送付しますので、金融機関を通じて納入ください。納入通知書の送付時期は、各診療月から約3～4か月後になります。

総医療費のうち、保険者負担とならない金額の全てを市が支払った後、所得に応じて自己負担金をお支払いいただきます。なお、この自己負担金は、子どもの医療費助成の対象になる場合があります。



変更届

養育医療券の記載内容に変更が生じた場合は、手続きが必要です。養育医療券と受給している乳児の保険証、印鑑、申請者の身分証明書（運転免許証など）をお持ちになり、子育て支援課家庭支援係へお越しください。

その他

子育て支援課家庭支援係では、保健師・助産師等により、お子さまの退院後の発育・発達支援を行っています。お気軽にご相談ください。



申請・お問い合わせ先

子ども未来部子育て支援課家庭支援係
〒945-0061 柏崎市栄町18番26号 元気館
TEL：0257-20-4215 FAX：0257-20-4201